

令和6年2月6日

東京都文京区本郷1丁目10-9
住友不動産水道橋壹岐坂ビル4階
イオン少額短期保険株式会社
代表取締役 中山 浩子

保険契約の移転に係る公告

イオン少額短期保険株式会社（以下「弊社」といいます。）は、内閣総理大臣の認可を得た上で、保険業法第272条の29において準用する同法第135条第1項に基づく「保険契約の移転」の手続きにより、弊社が単独で引き受けている保険契約の一部を、株式会社FPC（以下「FPC社」といいます。）へ移転するため、FPC社との間で保険契約の移転に関する契約を締結いたしました。

また、保険業法272条の29において準用する同法第136条第1項に基づく弊社およびFPC社の株主総会の承認決議を得ました。

つきましては、保険業法第272条の29において準用する同法第137条第1項に基づき、ここに「保険契約の移転に係る公告」を行います。

1. 保険契約の要旨

- 弊社が単独で引き受けている保険の一部をFPC社に移転（保険契約の移転）します。
- 移転の対象はペット保険（当該契約に係るペット葬祭費用・個人賠償責任を含みます。）のみです。他の保険は移転の対象ではありません。
- 移転に伴う保険金額などの補償内容および保険料の変更はありません。
- 保険契約の移転に伴い、保険引受の対価（移転の対象となる保険契約に係る責任準備金および支払備金に相当する額）を弊社からFPC社に支払います。
- 移転予定日は令和6年6月1日とします。ただし、保険契約の移転は保険契約者の皆様からの異議申立てが一定数以下であること、および内閣総理大臣の認可が得られることが条件となります。
- 本移転の手続き期間中において保険契約が更新される場合、更新後の契約も本移転の対象となります。

2. 異議申立てについて

法令の定めるところにより、一定期間内の異議申立てが以下の（ア）および（イ）の双方の条件をとともに満たした場合、保険契約の移転は行われません。

（ア）異議を申し立てた移転対象ご契約者様の数が移転対象ご契約者様の総数の10分の1（10%）を上回ることを上回ることを。

（イ）異議を申し立てた移転対象ご契約者様の保険契約に係る債権の額に相当する金額が、移転対象ご契約者様の当該金額の総額の10分の1（10%）を上回ることを。

これに対して、(ア) または (イ) のいずれかの条件を満たさない場合、保険業法第27条の29において準用する同法第137条第4項に基づき、ご契約者の皆様のご承認が得られたものとみなされ、保険契約の移転が行われます。

なお、保険契約の移転が行われる場合において、異議申立てをされたご契約者様が保険契約の解約をご希望される場合には、保険契約を解約して未経過期間に対応する保険料を払い戻しいたします。

異議を申し立てられる場合は、以下の必要事項を明記のうえ、令和6年3月6日(水)までに、次の宛先までご郵送いただきますようお願い申し上げます。

- ①ご契約者様の氏名(自署または記名押印)
- ②ご契約者様の住所、電話番号
- ③保険証券番号
- ④保険契約の移転に異議を申し立てる旨(例: 保険契約の移転に異議を申し立てます。)

(宛先) 〒113-0033 東京都文京区本郷1-10-9 住友不動産水道橋壹岐坂ビル4F
イオン少額短期保険株式会社 異議申立受付担当

※ご注意

(1) 弊社に到着した令和6年3月6日(水)までの消印分の異議申立てのはがきで、上記①から④までの必要事項を漏れなくかつ正確にご記入いただいたもの限り有効といたします。異議申立ての権利は、契約件数に係わらず、ご契約者様お一人につき一票として集計いたします。

(2) 移転日までの間に保険契約が更新される場合、更新後の契約も本移転の対象となります。契約を更新せずに終了することも可能です。詳細は「7. 本移転の手続き期間中に継続される保険契約について」をご確認ください。

3. 本移転先会社について

移転先: 株式会社FPC 代表取締役 中西 巖

所在地: 〒720-0032 広島県福山市三吉町南1丁目15番18号

4. 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(ソルベンシーマージン比率)

(1)直近の事業年度末(令和5年3月31日)における比率

移転会社: 5,245.9%、移転先会社: 295.5%

(2)保険契約の移転の日における比率(見込み)

移転会社: 3,730.9%、移転先会社: 328.5%

5. 保険契約の移転後における移転対象契約に関するサービス内容の概要

保険契約に関する各種お問い合わせ先等、サービスの内容に変更はありません。

6. 契約者配当の方針および配当実績、剰余金の分配

該当はありません。

7. 本移転の手続き期間中に継続される保険契約について

弊社の保険契約は、継続を行わない旨をご契約者様が保険期間満了日までに通知しない場合には、保険期間満了日の翌日を始期として1年間継続されます。なお、継続に際しては、上記の異議申立て期日に関わらず、「継続を希望しない」旨を弊社に申し出て保険契約を終了させることが可能です。お申出は下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

8. 本移転全般に関するお問い合わせ先

イオン少額短期保険株式会社 契約センター (9:00~17:00)

0120-956-898

以 上

イオン少額短期保険株式会社
2022年度（2023年3月31日現在）貸借対照表

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	594,709	保険契約準備金	85,491
預貯金	594,709	支払備金	15,451
再保険貸	109,241	責任準備金	70,039
その他資産	79,251	代理店借	12,281
未収金	69,341	再保険借	109,870
前払費用	4,145	その他負債	148,693
差入保証金	4,135	未払法人税等	2,290
貯蔵品	1,628	未払金	59,290
供託金	14,000	未払消費税等	1,091
		リース債務	32,580
		未払費用	3,370
		賞与引当金	7,810
		預り金	1,225
		資産除去債務	981
		仮受金	40,052
		負債の部 合計	356,336
		（純資産の部）	
		資本金	530,000
		資本剰余金	500,000
		資本準備金	500,000
		利益剰余金	△589,134
		その他利益剰余金	△589,134
		繰越利益剰余金	△589,134
		株主資本合計	440,865
		純資産の部 合計	440,865
資産の部合計	797,201	負債及び純資産の部合計	797,201

貸借対照表

(令和05年03月31日 現在)

株式会社FPC

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金	2,023,607	保険契約準備金	2,077,717
現 金	606	支払 備 金	408,459
預 貯 金	2,023,001	責任 準備 金	1,669,258
有形固定資産	25,039	普通責任準備金	1,276,727
土 地	14,893	異常危険準備金	392,531
建 物	2,553	代理店借	36,090
その他の有形固定資産	7,593	再 保 險 借	103,116
無形固定資産	2,574	そ の 他 負 債	73,872
ソフトウェア	2,574	未払法人税等	22,962
代理店貸	4,199	未 払 金	48,114
再 保 險 貸	55,387	未 払 費 用	1,280
そ の 他 資 産	212,973	預 り 金	1,503
未 収 金	187,053	仮 受 金	12
前 払 費 用	7,707	負債合計	2,290,795
仮 払 金	37	(純 資 産 の 部)	
その他の資産	18,176	資 本 金	63,000
繰延税金資産	109,383	資 本 剰 余 金	20,000
供 託 金	152,000	資本準備金	20,000
		利 益 剰 余 金	211,368
		その他資本剰余金	211,368
		株 主 資 本 合 計	294,368
		純 資 産 合 計	294,368
資産合計	2,585,163	負債・純資産合計	2,585,163